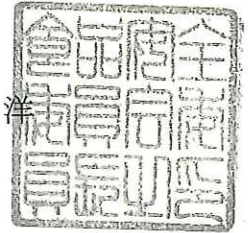




府 食 第 199 号
平成 29 年 3 月 28 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 29 年 3 月 22 日付け厚生労働省発生食 0322 第 4 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 56 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 56 品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該 56 品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該 56 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該 56 品目について、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

1. 2-(1-ナフチル)アセタミド
2. 2,2-DPA (DPA)
3. Sec-ブチルアミン
4. イマザメタベンズメチルエステル
5. エンドタール
6. オキサベトリニル
7. オキシカルボキシシ
8. カルベタミド
9. グロジナホップ酸
10. クロロネブ
11. シクロエート
12. テブチウロン
13. テルブトリン
14. トリフロキシスルフロ
15. ナフトロホス
16. ピリチオバックナトリウム塩
17. ブトロキシジム
18. フラチオカルブ
19. フルプロパネート
20. フロラスラム
21. ペブレート
22. ベンスリド (SAP)
23. ホスファミドン
24. メトスラム
25. 硫化ガルボニル
26. アザメチホス
27. テトラクロルビンホス (CVMP)
28. フェノトリン
29. アスポキシシリン
30. 塩酸メトセルペイト
31. オキサシリン
32. キタサマイシ
33. 脂肪族アルコールエトキシレート
34. スルファエトキシピリダジン
35. スルファグアニジン
36. スルファセタミド

37. スルファトロキサゾール
38. スルファニトラン
39. スルファニルアミド
40. スルファピリジン
41. スルファブプロモメタジンナトリウム
42. スルファベンズアミド
43. スルファメトキシピリダジン
44. スルファメラジン
45. セファセトリル
46. テメホス
47. トリペレナミン
48. ノボビオシン
49. バクイノレート
50. バクイロプリム
51. ハロクソン
52. ファムフル
53. フェンプロスタレン
54. ポリミキシンB
55. メチルベンゾクエート (ネクイネート)
56. ライドロマイシン